

# 令和5年度北区立王子桜中学校部活動方針

平成30年3月、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び、都教委の「運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、北区教育委員会では「北区立中学校部活動方針」を策定しました。

本校では、北区教育委員会が策定した「北区立中学校部活動方針」に則り、令和4年度王子桜中部活動方針を以下のように定めました。また、文化部活動に関しても、本方針に準じた扱いとなります。

## 1 王子桜中学校の部活動方針

北区教育委員会の方針に則り、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

○生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようとする。

○生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

○学校全体として部活動の指導運営に係る体制を構築する。

## 2 休養日等の基準

### 週あたり2日以上の休養日を設ける。

(1) 少なくとも、平日と週休日でそれぞれ1日を休養日とする。

(2) 土曜・日曜・祝日等に大会がある場合は、休養日を他の日に振り替える。

(3) 再登校が必要となる場合は、再登校時間を守らせて活動を行う。(職員会議時は原則16時再登校)

(4) 定期考查1週間前から部活動休養日とする。

※大会前等で活動せざる得ない場合は、顧問教諭が事前に管理職の承認を得て活動を行うことができる。

(5) 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、オフシーズン等に、長期の休養期間を設ける。

## 3 活動時間の基準

### 1日の活動時間は、平日で2時間程度、週休日及び長期休業中は3時間程度とする。

(1) 定期考查後、長期休養期間後の活動では、時間や強度等を考慮して活動する。

## 4 適切な運営のための体制整備

各部活動の顧問は、「年間の活動計画」を管理職に提出する。

各部活動の顧問は、各月の活動予定表を管理職に提出する。